

平成30年度 負担金の考え方

負担金の算出方法(基準日:平成30年2月1日)

1両あたり 事業活動費支出額 × 55% ÷ 車両総数 = ①

1営業所あたり 事業活動費支出額 × 45% ÷ 営業所総数 = ②

(①×当該事業者の車両総数) + (②×当該事業者の営業所総数) = 当該事業者の負担金の額

※東北貸切バス適正化センター「事業活動費」のうち、55%を車両数で按分、45%を営業所で按分しています。

参考：平成30年度は ① 1両あたり一カ年 4,080円 ② 1営業所あたり1カ年 31,910円

負担金の納付方法

原則、1カ年の負担金の「一括納付」をお願いします。

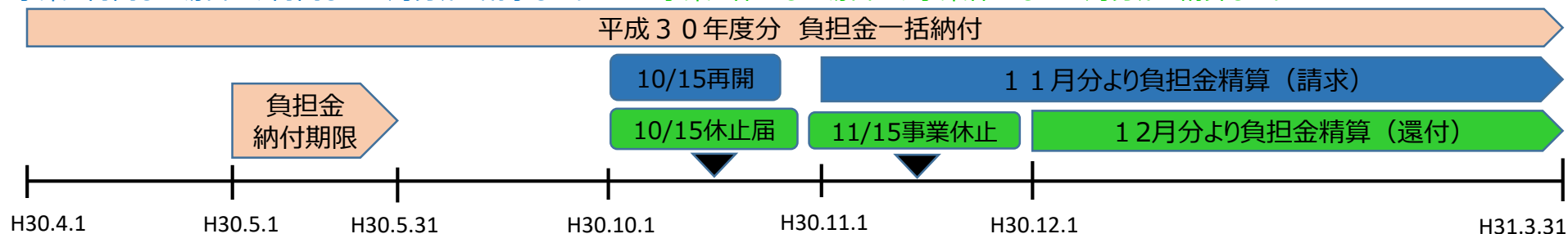
なお、東北においては、分割納付を希望する場合は、1カ年の負担金を四半期ごとの分割による負担金の額を等分し、納付することができます。(等分の場合、10円未満の端数は切り上げとなります。)

負担金の精算

年度途中で事業計画の変更を生じた場合には、負担金の精算を行う場合があります。詳しくは、当センターへお尋ねください。

(例1：負担金の精算を行うケース)

・事業を再開した場合は、再開した翌月分から請求します。 ・事業を休止した場合は、事業休止した翌月分から精算します。



(例2：負担金の精算を行わないケース)

適正化事業区域内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）で、以下の変更があったとき。

営業所における事業用自動車の数の変更

平成30年度負担金の納付方法等について

《負担金納付の流れ》

負担金の額及び徴収方法の認可(H30.3.30認可)

負担金の請求(請求書郵送) H30.4下旬
納付期限(一括:5月末日、分割:5月・8月・11月・2月末日)

未納付(納付期限の翌日から延滞金(年利14.6%))

納付
(銀行振込)

督促の実施(郵送等により2回以上)

国への報告

国による納付命令

- ・命令前に負担金納付の有無を最終確認
- ・納付期限(通知翌日から10日~1ヶ月後)

(命令に従わない場合)

納付命令による納付期限後

- ・行政処分前に負担金納付の有無を最終確認
- ・行政処分(初違反:60日車)

※行政処分後も納付されない場合

行政処分後、国による再納付命令

- ・再命令前に負担金納付の有無を最終確認
- ・納付期限(通知翌日から10日~1ヶ月後)

(再命令に従わない場合)

再納付命令による納付期限後

- ・行政処分前に負担金納付の有無を最終確認
- ・行政処分(再違反:許可取消)

請求書 平成〇〇年〇〇月〇〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
〇〇〇〇株式会社 殿

一般財団法人
東北貨切バス適正化センター

負担金の単価		事業者情報	
年額	営業所1カ所あたり 31,910円 事業用自動車1台あたり 4,080円	営業所の数	●カ所
四半期額	営業所1カ所あたり 7,980円 事業用自動車1台あたり 1,020円	事業用自動車の数	●台
		@営業所	31,910円 × ● = 円
		@事業用自動車	4,080円 × ● = 円
		合計	円

請求額 平成●●年度負担金 ¥ 円

納付方法		納付期限	
① 一括納付	円	平成 年 月 日	左記の①~②から負担金の納付方法を自由に選択できます。納付方法を選択のうえ、納付期限までに負担金を納付して下さい。
② 四半期ごと納付(第●四半期)	円		

振込先銀行口座
□□銀行 △△△支店
普通預金 ●●●●●●●●
一般財団法人 東北貨切バス適正化センター
ザイ)トウホクカシキリバステキセイカセンター
振込手数料は、振込人においてご負担いただきますようお願いいたします。
振込人は事業者名をお願いします。

備考
適正化事業負担金の請求につきましては、道路運送法第43条の15第2項の規定に基づき認可された平成●●年度適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法によるものです。
一般財団法人 東北貨切バス適正化センター
所在地 宮城県仙台市宮城野区原町2丁目3-58
K-BLD. 400号
電話 022-357-0681